

業務委託契約書（案）

契約件名 国立青少年教育振興機構施設整備事業（仮称）に係る基本構想・基本計画策定支援業務
及び事業手法検討調査業務

契約金額 金 円也
(うち、消費税及び地方消費税額 金 円)

独立行政法人国立青少年教育振興機構 契約責任者 理事 伊藤 賢（以下「発注者」という。）は、〇〇〇〇（以下「受注者」という。）との間において、上記の業務について、上記の契約金額で次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを実施するものとする。

第1条 受注者は、別紙仕様書及び本件公募の際に発注者へ提出した書類に基づき業務を実施するものとする。

第2条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託（再委託先が委託の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。ただし、業務の主要な部分を除き、その一部を再委託する必要があるときは、あらかじめ発注者にその承認を得るものとする。

2 受注者は、前項ただし書きに定める業務の一部を再委託した場合、当該再委託先の行為は、受注者の行為とみなすものとする。

第3条 契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

第4条 受注者は、業務終了後、完了報告書を独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課調達管理室調達係に提出し、確認を受けるものとする。

第5条 受注者は、業務終了後、請求書を独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課調達管理室調達係に提出するものとする。

第6条 代金は一回に支払うものとし、発注者は、適正な請求書を受領後、原則として検収の翌月末までに代金を支払うものとする。

第7条 契約保証金は納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共事業履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金は免除する。

第8条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除することができるものとする。

- (1) 受注者が正当な理由なく、この契約の全部または一部を実施しないとき。
- (2) 受注者がこの契約の実施について、不正・不当な行為があったとき。
- (3) 受注者がこの契約を実施する能力を失ったと明らかに認められるとき。
- (4) 受注者が、発注者と現に締結している他の契約について、受注者の責に帰すべき事項により当該契約を解除されたとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは供給契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（6）前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

（7）発注者の都合により契約の解除の必要があるとき。

2 前項により契約を解除する場合には、（7）が生じたときは、発注者は受注者に対し契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする1ヶ月前までに通知し、解約できるものとするが、（1）から（6）については、書面をもって通告することによって解除するものとする。

3 第1項（1）から（6）の各号の一に該当する事由が生じた場合で、発注者が特に必要と認める場合は、同項の規定にかかわらず、受注者に業務改善命令書を送付し、契約を継続できるものとする。

第9条 前条第1項の規定（同項（7）を除く。）により契約を解除する場合は、受注者は違約金として、契約金額の10%に相当する額を発注者に対し支払うものとする。

2 前条第3項の規定により契約を継続する場合は、受注者は違約金として、契約金額の5%に相当する額の範囲内で発注者が請求する額を発注者に対し支払うものとする。

第10条 受注者は、善良なる管理者の注意を持って業務を行うものとする。

2 受注者は、業務実施中に発注者の建物・備品等を破損または紛失した場合には、原状回復の責を負い、原状回復が不可能な場合には当該損害を賠償するものとする。

3 受注者は、前項に定めるほか、この契約の履行に関して発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

4 火災、天災、その他不可抗力など、受注者の責任に帰する事が困難な事由によって生じた損害については、この限りではない。

第11条 受注者は、この契約に関連して知ることのできた発注者の知識又は情報（個人情報を含む）その他の権利（以下「秘密情報」という。）について次の各号の規定を遵守すること。ただし、発注者からの指示又は承諾がある場合はこの限りではない。

（1）秘密情報の目的外利用を禁止するとともに、第三者に漏洩し、又は譲渡し、若しくは利用させてはならない。

（2）秘密情報の漏洩等が発生した場合は、被害拡大の防止に万全に期すとともに、直ちに委託者へ報告すること。

（3）秘密情報を複製等してはならない。

（4）秘密情報は、契約期間満了後速やかに消去等すること。

（5）秘密情報に関する関係法令に基づき業務を実施すること。

（6）前各号に違反した場合は、契約解除するとともに、発注者に生じた損害賠償の責めを負うこと。

第12条 この契約の一般的約定事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則によるほか、文部科学省発注工事請負等契約規則を準用するものとする。

第13条 この契約に関する訴えの管轄は、センター所在地を管轄区域とする東京地方裁判所とする。

第14条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の内容に疑義が生じた場合は、その都度発注者・受注者協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため本書2通を作成し、発注者・受注者記名押印のうえ、各自1通保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
氏 名 独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 伊藤 賢

受注者 住 所
氏 名